

---

プロジェクト 収益認識

項目 注記事項の検討－開示目的及び重要性

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）における注記事項の定めを開発に向けて、開示目的及び重要性の定めに関する文案についてご意見をお伺いすることを目的としている。

## 開示目的に関する文案の検討

2. 審議(3)-2-1 では、注記事項の検討を進めるにあたっての基本的な考え方の一つとして、財務諸表作成者が当該企業の取引の実態にあわせて個々の開示項目の要否を判断することを明確にし、その判断に役立つよう、包括的な定めとして、IFRS 第 15 号と同様の開示目的及び重要性の定めを設けたうえで、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる項目については注記を省略することができることを明確にすることを提案している。
3. 本資料においては、上記の提案をするにあたっての分析及び文案を提示している。

## IFRS 第 15 号の開示規定<sup>1</sup>

110	開示要求の目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。この目的を達成するため、企業は、次のすべてに関する定量的情報及び定性的情報を開示しなければならない。  (a) 顧客との契約（第 113 項から第 122 項参照）  (b) 当該契約に本基準を適用する際に行った重要な判断及び当該判断の変更（第 123 項から第 126 項参照）
-----	---

---

<sup>1</sup> FASB による会計基準のコード化体系 (FASB-ASC) 606 においても、同様の規定が設けられている (ASC 606-10-50-1 から 606-10-50-3)。

(c) 第91項又は第95項に従って顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産（第127項から第128項参照）

- 111 企業は、開示の目的を満たすために必要な詳細さのレベルと、さまざまな要求事項のそれぞれにどの程度の重点を置くべきかを考慮しなければならない。企業は、大量の瑣末な詳細情報の記載や特徴が大きく異なる項目の合算によって有用な情報が不明瞭とならないように、開示を集約又は分解しなければならない。
- 112 企業は、他の基準に従って情報を提供している場合には、当該情報を本基準に従って開示する必要はない。

4. IFRS 第 15 号では、開示目的を明示することにより、開示の全体的な質と情報価値が所定の目的を満たすのに十分かどうかを作成者が評価でき、開示規定の解釈と適用が改善されることが期待されること、また、全体的な開示目的を明示することにより、多数のさまざまな種類の契約に対応するために詳細で規範的な開示規定を設ける必要が避けられることから、IFRS 第 15 号に明記したとされている（IFRS 第 15 号第 BC330 項）。
5. また、重要性については、IFRS 第 15 号においては、企業又は業種により目的適合性が異なるため、開示規定を最低限の開示のチェックリストとすべきでないこと、また、必要な開示を検討するにあたって、開示目的と重要性を考慮することが重要であるため、重要性のない情報を開示する必要がないことを明確にしているとの説明がなされている（IFRS 第 15 号 BC331 項）。

## ASBJ 事務局の分析

6. 審議(3)-2-1 で提案したとおり、収益認識会計基準においては、企業が顧客との契約から生じる収益に関する情報を開示するにあたっての基本的な考え方を示すことにより、下記で提案している重要性の定めとあわせて、企業自身が顧客との契約から生じる収益に関する開示の要否を判断する際の基礎を提供すると考えられる。

なお、企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 17 号」という。）の第 4 項においては、「基本原則」<sup>2</sup>として類似

<sup>2</sup> セグメント情報等の開示は、財務諸表利用者が、企業の過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価できるように、企業が行う様々な事業活動の内容及びこれを行う経営環境に関して適切な情報を提供するものでなければならない（企業会計基準第 17 号第 4 項）。

の定めが設けられている。

7. 重要性に関しては、収益認識会計基準第 101 項において、収益認識会計基準の適用にあたっての重要性の定めを設けているものの<sup>3</sup>、収益認識会計基準の開発過程において、注記事項の定めを検討するに際しては、重要性が乏しい場合には注記を省略する等の手当てを検討すべきであるとの意見も寄せられている。これを踏まえて、開示に関する包括的な定めとして、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる項目は注記を省略することができることを基準の本文に記載することが考えられる。
8. これらの検討を踏まえ、次の文案が考えられる。

【文案の記載にあたって】

1. 文案の記載にあたっては、IFRS 第 15 号の基準本文の日本語訳を左の列に示し、表現を見直したものを右の列に示している。この表は、IFRS 第 15 号との比較のために作成したものである。
2. IFRS 第 15 号の日本語訳で用いている色は、次の意味を表すものである。
  - 青色：収益認識会計基準の本文に含めるもの
  - 緑色：収益認識会計基準の結論の背景に含めるもの
3. 収益認識会計基準等の文案として独自に追加した文言には下線を付している。
4. (¶) は、IFRS 第 15 号における項番号を表している。

IFRS 第 15 号の日本語訳（再掲）	収益認識会計基準の文案
<p><b>開示（会計基準）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開示要求の目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開</li> </ol>	<p><b>2 注記事項</b></p> <p><b>(1) 開示目的</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会計基準における開示の定め の目的は、顧客との契約から生じる収 益及びキャッシュ・フローの性質、金 額、時期及び不確実性を財務諸表利 用者が理解できるようにするための</li> </ol>

<sup>3</sup> なお、他の会計基準と同様に、重要性が乏しい取引には、本会計基準を適用しないことができる（収益認識会計基準第 101 項）。

IFRS 第 15 号の日本語訳（再掲）	収益認識会計基準の文案
<p>示することである。この目的を達成するため、企業は、次のすべてに関する定量的情報及び定性的情報を開示しなければならない。（¶ 110）</p> <p>(a) 顧客との契約（第 113 項から第 122 項参照）</p> <p>(b) 当該契約に本基準を適用する際に行った重要な判断及び当該判断の変更（第 123 項から第 126 項参照）</p> <p>(c) 第 91 項又は第 95 項に従って顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産（第 127 項から第 128 項参照）</p> <p>2. 企業は、開示の目的を満たすために必要な詳細さのレベルと、さまざまな要求事項のそれぞれにどの程度の重点を置くべきかを考慮しなければならない。企業は、大量の瑣末な詳細情報の記載や特徴が大きく異なる項目の合算によって有用な情報が不明瞭とならないように、開示を集約又は分解しなければならない。（¶ 111）。</p> <p>3. 企業は、他の基準に従って情報を提供している場合には、当該情報を本基準に従って開示する必要はない。（¶ 112）</p>	<p>十分な情報を企業が開示することである。（¶ 110）</p> <p>2. 前項の開示目的を満たすためにどの程度詳細に注記するか、また、各開示項目にどの程度重点を置くべきかを考慮する。瑣末な詳細情報を大量に記載したり、特徴が大きく異なる項目を合算したりすることにより、有用な情報が不明瞭とならないように開示を集約又は分解する。（¶ 111）<u>また、前項の開示目的に照らして、重要性に乏しいと認められる項目については、当該注記を省略することができる。</u></p>

IFRS 第 15 号の日本語訳	収益認識会計基準の文案
<p><b>開示目的及び重要性（結論の根拠）</b></p> <p>1. 両審議会は、他の最近の基準と整合的に、IFRS 第 15 号は収益の開示に関する目的を明示すべきであると決定した。両審議会の考えでは、明確な目的は開示要求の解釈と適用を改善する。これは、収益の開示の全体的な質と情報価値が所定の目的を満たすのに十分かどうかを作成者が評価できるからである。両審議会は、全体的な開示目的を明示することにより、IFRS 第 15 号の範囲に含まれる顧客との多数のさまざまな種類の契約に対応するために詳細で規範的な開示要求の必要が避けられることにも着目した。（¶ BC330）</p> <p>2. 両審議会は、企業が開示目的を満たす助けとするための開示要求を含めることも決定した。しかし、それらの開示は最低限の開示のチェックリストとして見るべきではない。開示の中には、一部の企業又は業種については目的適合性があるが、他については目的適合性がないものもあるからである。両審議会はまた、企業が開示を開示目的及び重要性和と一緒に考慮することが重要だと考えた。したがって、IFRS 第 15 号の第 111 項では、企業は重要性のない情報を開示する必要がないことを明確にしている。（¶ BC331）</p>	<p><b>X 注記事項</b></p> <p><b>(X) 開示目的</b></p> <p>1. 本会計基準では、開示目的を満たすための注記事項を設けている（第 XX 項から第 XX 項参照）が、これらの注記事項は最低限の注記のチェックリストとして用いられることを意図したものではない。必要な注記を検討するにあたっては、開示目的に照らして重要性を考慮して決定する（第 XX 項参照）。（¶ BC331）</p>

**ディスカッション・ポイント**

開示目的及び重要性に対する事務局案及び文案についてご意見をお伺いしたい。

以 上